

水俣病対策について

〔平成7年12月15日〕
閣議了解

水俣病問題については、関係当事者間において別添合意事項により同問題の解決を図ることが合意されたところであるが、国としては、当該合意を踏まえ、水俣病問題の最終的かつ全面的な解決を図るため、速やかに以下の措置を講ずるものとする。

第1 水俣病総合対策医療事業の申請受付再開

熊本県、鹿児島県及び新潟県が、水俣病総合対策医療事業について、申請の受付を速やかに再開して実施することができるよう、国は所要の措置を講ずるものとする。

第2 一時金支払に係るチッソ株式会社に対する支援措置その他の地域再生・振興施策等

1. 一時金支払に係るチッソ株式会社に対する支援措置等

(1) 水俣・芦北地域の再生・振興に資するため、熊本県の設立する基金（以下「基金」という。）が水俣病問題の最終的かつ全面的な解決のためにチッソ株式会社が支払う一時金に係る貸付事業を行う場合には、当該事業に係る熊本県の出資について、国は、速やかに所要の財政措置及び地方財政措置を講ずるものとする。基金への出資のために熊本県が発行する地方債については、その全額を資金運用部が引き受けるものとする。

(2) 原因者負担の原則を堅持しつつ、チッソ株式会社の経営基盤の維持・強化を通じて、患者に対する補償金の支払に支障を生じないように配慮するとともに併せて地域の経済・社会の安定に資するため、関係省庁において、同社の経営状況を踏まえつつ

速やかに検討を行い、適時適切に対処するものとする。

2. その他の地域再生・振興施策

- (1) 上記1(1)の事業と一体のものとして、基金が水俣・芦北地域の再生・振興に資するために地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業を支援する場合には、当該支援に係る熊本県の出資について、国は、速やかに所要の財政措置及び地方財政措置を講ずるものとする。基金への出資のために熊本県が発行する地方債については、その全額を資金運用部が引き受けるものとする。

上記事業の実施のために市又は町の設立に係る法人に対して市又は町が出資を行う場合には、国は所要の地方財政措置を講ずるものとする。この出資のために市又は町が発行する地方債については、その全額を資金運用部が引き受けるものとする。

- (2) 国立水俣病研究センターにおいて水俣病発生地域としての特性を活かした研究機能の充実等を図るとともに、水俣病発生地域における一定の神経症状の軽減を図るための地域の保健福祉対策の充実等水俣・芦北地域の振興を引き続きできる限り推進・支援していく。

(別添)

水俣病問題の解決についての関係当事者間の合意事項

I 熊本県・鹿児島県関係

1. 基本的考え方

(1) 水俣病に関する様々な紛争については、次の枠組みにより早期に最終的かつ全面的な解決を図る。

① 企業は、下記2により、救済を求める者のうち一定の要件を満たす者に対して一時金を支払う。

② 国及び熊本県は、水俣病問題の最終的かつ全面的な解決に当たり、遺憾の意など何らかの責任ある態度を表明する。

③ この解決案に同意して救済を受ける者は、「4. 紛争の終結」の項の(注)に列挙する紛争を取下げ等を行うことにより終結させる。

(2) 国及び県は、上記の紛争の終結に際し、総合対策医療事業の継続及び申請受付再開、チッソ支援、地域再生・振興のための施策を行う。また、救済を求める者及び企業は、損なわれた地域社会の絆を修復していく「もやい直し」の取組に参加・協力するなど、地域住民とともに地域の再生・振興に積極的に取り組む。

2. 一時金

(1) 一時金の対象者

企業は、救済を求める者のうち次のいずれかに該当するものに一時金を支払う。

① 現に総合対策医療事業の対象である者

(総合対策医療事業の対象者であった者で既に死亡したものにあっては、その遺族)

② 申請受付再開後の総合対策医療事業において熊本県知事又は鹿児島県知事が判定検討会の意見を聴いて対象とした者

(①以外の死亡者にあっては、総合対策医療事業と同様の手続により、その判定検討会と同一の委員によって構成される

判定委員会が、総合対策医療事業の対象者と同等の者であると判断した者の遺族)

(2) 一時金の額

ア. 企業が支払う一時金の額は、次により計算する。

- ① (1) の要件に該当する者についての1人当たりの金額は、260万円。
- ② 次の団体に所属している(1)の要件に該当する者に関しては、①の金額の他に一定の金額を加算することとし、その総額は所属する団体ごとに次に定める額とする。

水俣病被害者・弁護士全国連絡会議（新潟関係を除く）	38億円
水俣病患者連合	7億円
水俣病平和会	3億2千万円
茂道水俣病同志会	6千万円
水俣漁民未認定患者の会	6千万円

イ. 団体への一括支払

- ① (1) の一時金の対象者を構成員として含む団体については、団体の代表から、一時金の一括支払及び紛争の終結について救済を受ける団体構成員の合意を得た上で、団体として一括して支払を受ける旨申し出があった場合には、その構成員である一時金の対象者に係るア①の一時金の総額に相当する金額を、団体に一括して支払うことができるものとする。
- ② 一時金のうちア②により加算される金額については、ア②に掲げる各団体について、当該団体のすべての紛争の終結を前提に、一括して支払うものとする。
- ③ ①又は②により一括して一時金の支払いを受ける団体は、一括して支払われる一時金の総額を各人に対して配分するものとする。この場合、その配分（各人についてランク付けをする場合は、そのランク付けと金額の確定）は、司法の和解協議の場又は団体の自主的な判断により行う。

(3) 一時金支払請求期間

企業は、次に掲げる日から3か月以内に請求があった場合に限り、一時金を支払うものとする。

- ① 現に総合対策医療事業の対象である者（既に死亡した者の遺族を含む。）にあっては平成〇年〇月〇日（注：企業が一時金を支払うことができるよう準備が整った時点で具体的な日を記入。）
- ② 申請受付再開後に総合対策医療事業の対象となる者（同事業の対象者と同等の者であると判断される死亡者の遺族を含む。）にあっては対象となった日

3. 紛争の早期の最終的かつ全面的な解決に際しての国・県の施策

(1) 総合対策医療事業の申請受付再開

ア. 過去に通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性があり四肢末梢優位の感覚障害を有すると認められる者の健康上の問題の軽減・解消を図る事業である総合対策医療事業の申請の受付を再開する。一定の準備期間を置き、5カ月程度の受付期間を設けることとし、国及び県は、準備期間も含めてその広報に努めるものとする。

イ. 申請受付再開後の総合対策医療事業の対象者の居住要件及び症候要件は現行総合対策医療事業の要件と同様とする。

総合対策医療事業の判定検討会における対象者についての判断の方法については、既に得られている認定審査会資料（ない者については、別途、県が指定する神経内科のある公的総合病院の診断書。以下「公的資料」という。）と、総合対策医療事業申請者が提出する、別途定める要件に該当する医師の診断書（以下「提出診断書」という。）とを総合して行うものとする。

この場合において、総合対策医療事業申請者が提出診断書を提出しない旨を申し出たときは、公的資料により判断するものとする。提出しない旨の申し出をせず、申請後30日以内に提出しなかったときも同様とする。

また、平成7年6月21日時点において、認定申請歴又は総合対策医療事業申請歴がなく、かつ、損害賠償請求訴訟の原告ではない全く新規に救済を求める者については、公的資料によ

り判断するものとする。

ウ. 申請受付再開後の総合対策医療事業においては、公健法の認定を受けた者及び確定した判決等による本件に関する損害賠償の受領者はその対象とすることはせず、また、対象者は本件に関する損害賠償請求訴訟を争っていない者及び公健法の認定を求めている者に限るものとする。ただし、これにより総合対策医療事業の対象外となる者のうち、申請受付再開の時点において総合対策医療事業の対象者である者については、経過措置として、その療養手帳の有効期間中は申請受付再開後の総合対策医療事業の給付の対象とする。

なお、平成7年3月31日以前に公健法の認定申請をした者についても、申請受付再開後の受付期間内に総合対策医療事業の申請を行わなければその対象となることはできない。

(2) チッソ支援

国及び熊本県は、1(1) ① の合意に基づく一時金の支払いが確実に遂行されるよう、チッソ支援策について適切な施策を講じる。

(3) 地域の再生・振興

国及び県は、次の検討課題に取り組むこととする。

ア. 申請受付再開後の受付期間中に総合対策医療事業の申請をした者で、総合対策医療事業の対象に該当しないと判定されたもののうち、総合対策医療事業の居住要件を満たし、公的資料により別に定める四肢末梢優位の感覚障害以外の神経症状を有すると判定検討会において認められた者について、これらの症状の軽減を図るため、地域の保健福祉対策の一環として、はり・きゅう及び温泉療養（神経症状の緩和に資する医療を受けた場合はその医療を含む。）について、各施術又は療養に要した金額の範囲内で一定の金額の補助（1月当たりの総額は、現行の総合対策医療事業のはり・きゅう施術費の金額の範囲内とする。）を行う事業

（注）公健法の認定を受けた者、損害賠償請求訴訟を争っている者等については、(1)ウ に準ずるものとする。

イ. 地元での検討も踏まえつつ、地域において健康上の不安の解消と健康増進を図る保健対策の充実、水俣病の発地域としての特性を活かした研究・教育機能の充実、地域住民全体への支援を目的としたインフラの整備等の施策

4. 紛争の終結

一時金を受領する者並びに2(2)イにより一時金を一括して受領する団体及びその構成員は、一時金を受領するに当たり、下記(注)により紛争を終結させるとともに、今後損害賠償を求める訴訟及び自主交渉並びに公健法による認定を求める活動を行わないものとする。この場合、本解決案による救済を受けるか、訴訟等を継続するかは、本人の自由意思に基づく選択に委ねられるものである。ただし、2(3)の一時金支払い請求期間内に請求が行われなければ一時金の支払いを受けることはできない。

なお、救済を求める者と企業との間の紛争の終結に当たっては、両者の間で統一的な協定を締結するものとする。その際、公健法の水俣病の認定を求めることは、公健法又は補償協定により最終的には企業に対して金銭の支払いを求めるという点で、形を変えた民事上の損害賠償の問題でもあるので、企業との間の統一的な協定においても、認定をめぐる問題の終結について記述することとする。

(注) 終結する紛争及びその終結の形態

- ① 国家賠償請求訴訟(水俣病認定業務に関する不作為違法損害賠償請求訴訟を除く。): 請求の放棄又は仮執行金を返還しての訴訟の取下げ
- ② 企業への損害賠償請求訴訟: 仮執行金を返還しての和解又は訴訟の取下げ
- ③ 企業に補償を求める自主交渉: 協定の締結
- ④ 公健法の認定に関する認定申請、行政不服審査請求及び行政訴訟: 申請等の取下げ

[付属文書1]

救済対象者の考え方及び企業が支払う一時金の性格

(1) 救済対象者の考え方

過去に通常のレベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性があり、四肢末梢優位の感覚障害を有すると認められる者の中には、公健法において水俣病と認定される者と認定申請が棄却される者がある。

水俣病の診断は、メチル水銀曝露を前提として、症候の組合せによる症候群的診断により行われる。

今回の救済対象者は、認定申請が棄却される人々であるが、水俣病の診断が蓋然性の程度の判断であり、公健法の認定申請の棄却は、メチル水銀の影響が全くないと判断したことを意味するものではないことなどに鑑みれば、救済を求めるに至ることには無理からぬ理由がある。

(2) 一時金の性格

企業は、自らが排出したメチル水銀が水俣病を引き起こしたことの責任を重く受け止めた上で、(1)に掲げる要件に該当する者に対して、判決など企業の排出したメチル水銀と個々人の健康障害との因果関係の有無を確定させる方法によらず、話し合いにより本問題の早期の最終的かつ全面的な解決を図るため、汚染者負担の原則にのっとり本問題が生ずる原因となったメチル水銀の排出をした者としての社会的責務を認識して、一時金を支払うものとする。

[付属文書2]

県が指定する公的総合病院及び提出診断書に係る医師の要件

(1) 県が指定する公的総合病院の要件

ア 神経科又は神経内科を標榜し、かつ、この要件を満たす医師が在籍している公的総合病院から、地域性を勘案して県が指定するものとする。

イ 次の要件のいずれをも満たす医師。

① 現在、神経内科、神経科又は精神科を標榜している医療機関に在籍していること。

② 一定の施設基準を満たす医療機関に3年以上在籍した経験を有し、かつ、1年以上の臨床神経学的診療経験を有すること。

(2) 提出診断書に係る医師の要件

(1) イの要件を満たす医師とする。

[付属文書3]

判定検討会における総合判断の方法

県の判定検討会における総合判断の方法は、次によるものとする。

公的資料と提出診断書の判断が一致する場合は、その一致する判断に基づき判定することとするが、いずれか一方の資料・診断書にのみ四肢末梢優位の感覚障害を有すると認められる場合は、

- ① 四肢末梢優位の感覚障害を有すると認められない側の診断書・資料で全身同程度の感覚障害又は四肢末梢優位の乖離性の感覚障害を有すると認められるときは、もう一方の資料・診断書と併せて判断し、要件に該当するものと認めることができることとする。
- ② ①に該当しない場合でも、四肢末梢優位の感覚障害を有すると認められない側の過去の診断書・資料も判定資料として扱い、その資料で四肢末梢優位の感覚障害、全身同程度の感覚障害又は四肢末梢優位の乖離性の感覚障害を有すると認められるときは、もう一方の資料・診断書と併せて判断し、要件に該当するものと認めることができることとする。

II 新潟県関係

前 文

新潟水俣病が発生してから既に30年の年月が経過した。この間、「公害健康被害の補償等に関する法律」（公健法）によって水俣病と認定された患者は690名の多数に及んだ。

昭和48年6月21日、新潟水俣病の原因となるメチル水銀を排出した昭和電工は新潟水俣病被災者の会及び共闘会議と補償協定書を締結し、一旦、その解決をみた。

その後、公健法の認定申請を棄却された人々が続出し、これらの人々を中心とした231名が、水俣病であるとして、昭和電工と国を相手に提訴し、長年の間、補償と救済を求めてきた（新潟水俣病第2次訴訟）。

新潟地方裁判所は、平成4年3月31日、新潟水俣病第2次訴訟第1陣原告ら91名の殆どを水俣病と認めたが、昭和電工はこの判断を不服として控訴し、現在も引き続いて、東京高等裁判所で審理が継続されている。

一方、国は、その後、水俣病総合対策医療事業を実施し、その対象者は、原告を含め300名を超えた。

新潟水俣病発生後、長年月が経過し、原告ら231名のうち41名が死亡し、平均年齢が70歳になるなど、高齢化が進む中で、このまま原告らが未解決のまま放置され続けることは人道的にも許されず、早期解決の声は今や国民的世論になっている。

他方、熊本水俣病問題が同じように長期化した中で、平成7年9月28日の与党三党合意「水俣病問題の解決について」（以下「熊本案」という。）を、関係諸団体が受け入れたこともあり、水俣病問題の早期全面解決の機運は一挙に高まった。

こうした中で、被害者の会及び共闘会議と昭和電工は、基本的な主張は主張としても、早期解決の要請を最大限に尊重し、本問題を解決することに合意した。

1. 協定の趣旨

本協定は、新潟水俣病に関する様々な紛争を早期に解決するため、熊本案に記載された内容を受け入れ、この熊本案にそって新潟関係に適用し得る事項を以下のとおり合意することにより、新潟水俣病をめぐる諸問題の最終的かつ全面的な解決を図ることを目的とするものである。

- (1) 昭和電工は、本問題の最終的、全面的解決に当たり、改めて、自らが排出したメチル水銀が新潟水俣病を引き起こした原因者としての責任を重く受け止め、原告をはじめ阿賀野川流域に居住する住民並びに広く社会に対し、深く陳謝する。

なお、昭和電工は、企業活動において、地域環境、地球環境の保全に関し、その社会的責務を果たすことを、改めて表明する。

- (2) 本協定の基本となる、解決対象者の考え方及び昭和電工が支払う一時金の性格は次のとおりとする。

ア. 解決対象者の考え方

過去に通常レベルを超えるメチル水銀の曝露を受けた可能性があり、四肢末梢優位の感覚障害を有すると認められる者の中には、公健法において水俣病と認定される者と認定申請が棄却される者がある。

水俣病の診断は、メチル水銀曝露を前提として、症候の組合せによる症候群的診断により行われる。

今回の解決対象者は、認定申請が棄却される人々であるが、水俣病の診断が蓋然性の程度の判断であり、公健法の認定申請の棄却は、メチル水銀の影響が全くないと判断したことを意味するものではないことなどに鑑みれば、救済を求めるに至ることには無理からぬ理由があることから、本協定の解決対象者とするものである。

イ. 一時金の性格

昭和電工は、自らが排出したメチル水銀が新潟水俣病を引き起こしたことの責任を重く受け止めた上で、2.(1)に掲げる要件に該当する者に対して、判決など昭和電工の排出したメチル水銀と個々の健康障害との因果関係の有無を確定させる方法によらず、話し合いにより本問題の早期の最終的かつ全面的な解決を図るため、汚

染者負担の原則にのっとり本問題が生ずる原因となったメチル水銀の排出をした者としての社会的責務を認識して、一時金を支払うものである。

2. 一時金

(1) 一時金の対象者

昭和電工は、救済を求める者のうち次のいずれかに該当する者（原告又は非原告を問わない。）に一時金を支払う。

- ① 現に総合対策医療事業の対象である者
（総合対策医療事業の対象者であった者で既に死亡した者にあつては、その遺族）
- ② 申請受付再開後の総合対策医療事業において新潟県知事が判定検討会の意見を聴いて対象とした者
（①以外の死亡者にあつては、総合対策医療事業と同様の手続により、その判定検討会と同一の委員によって構成される判定委員会が、総合対策医療事業の対象者と同等の者であると判断した者の遺族）

(2) 一時金の額

ア. 昭和電工が支払う一時金の額は、次により計算する。

- ① (1) の要件に該当する者についての1人当たりの金額は、260万円。
- ② 被害者の会に所属している(1) の要件に該当する者に関しては、①の金額の他に一定の金額を加算することとし、その総額は4億4千万円とする。

イ. 被害者の会への一括支払

- ① 被害者の会の代表から、一時金の一括支払及び紛争の終結について救済を受ける被害者の会構成員の合意を得た上で、被害者の会として一括して支払を受ける旨申し出があつた場合には、その構成員である一時金の対象者に係るア. ①の一時金の総額に相当する金額を、被害者の会に一括して支払うことができるものとする。
- ② 一時金のうち、ア. ②により加算される金額については、4. に定めるすべての紛争の終結を条件として、一括して支払うも

のとする。

- ③ 被害者の会は、①又は②により一括して支払われる一時金の総額を各人に対して配分するものとする。この場合、その配分は、司法の和解協議の場又は被害者の会の自主的な判断により行う。

(3) 一時金支払請求期間

ア. (2) ア. ①の一時金

昭和電工は、次に掲げる日から3カ月以内に請求があった場合に限り、一時金を支払うものとする。

- ① 現に総合対策医療事業の対象である者（既に死亡した者の遺族を含む。）にあつては、総合対策医療事業申請受付再開の日
② 申請受付再開後に総合対策医療事業の対象となる者（同事業の対象者と同等の者であると判断される死亡者の遺族を含む。）にあつては対象となった日

イ. (2) ア. ②の一時金

4. に定めるすべての紛争終結後、遅滞なく一括して支払われるものとする。

3. 国・県の施策への対応

(1) 総合対策医療事業

ア. 被害者の会、共闘会議及び昭和電工は、国及び新潟県が実施する総合対策医療事業について、熊本案にあるようにそれが今後新潟関係に関しても継続実施されることを支持し、国及び新潟県に対して要請する。

イ. 総合対策医療事業の申請の受付再開について、新潟関係が熊本案と同様に扱われることに被害者の会、共闘会議及び昭和電工は同意する。

(2) 地域の再生・振興

ア. 被害者の会、共闘会議及び昭和電工は、熊本案にあるようにはり・きゅう及び温泉療養に要する費用の補助を行う事業など地域の再生・振興の施策が実施されるよう、国及び新潟県に要請する。

イ. 昭和電工は、地域の再生・振興に参加・協力する趣旨から、新潟県に対し、総額2億5千万円を寄附する。

ウ. 被害者の会など救済を求める者及び共闘会議は、地域住民とともに、新潟県が行う当該寄附を用いた水俣病問題の教訓を活かした事業の運営に参加・協力する。

4. 紛争の終結

一時金を受領する者（原告又は非原告を問わない。）、被害者の会及び共闘会議並びにそれらの構成員は、一時金を受領するに当たり、下記（注）により、紛争を終結させるとともに、今後損害賠償を求める訴訟及び自主交渉並びに公健法による認定を求める活動を行わないものとする。

（注）終結する紛争及びその終結の形態

- ① 昭和電工への損害賠償請求訴訟：仮執行金を返還しての和解又は訴訟の取下げ
- ② 昭和電工に補償を求める自主交渉：本協定の締結
- ③ 公健法の認定に関する認定申請、行政不服審査請求及び行政訴訟：申請等の取下げ
- ④ 国家賠償請求訴訟：請求の放棄又は訴訟の取下げ